資料４

茅ヶ崎市新型インフルエンザ等対策行動計画　新旧対照表

新	旧	備考
第１章　総論（はじめに） １　（略） ２　取り組みの経緯 　国では、特措法の制定以前から、新型インフルエンザに係る対策について、平成１７年に、「世界保健機関（ＷＨＯ）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」（以下「行動計画」という。）を作成して以来、数次の部分的な改定を行い、平成２０年の　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律（平成２０年法律第３０号）　で新型インフルエンザ対策の強化が図られたことを受け、平成２１年２月に行動計画を改定した。 　（略） ３　行動計画の作成 　（略） 　本市は、特措法第８条の規定により、「神奈川県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）に基づき、「茅ヶ崎市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）を平成２７年３月に作成した。その後、平成２９年４月に保健所政令市となったことから、保健所政令市が担うべき対策、特に「サーベイランス」「医療体制」等について、市行動計画に新たに記載するため、改訂するものである。また、保健所政令市となり、寒川町域分を対象範囲とする項目については、「（寒川町域含む）」と記載する。なお、その場合については、必要に応じて、「市民」という表記を寒川町民を含めたものと	第１章　総論（はじめに） １　（略） ２　取り組みの経緯 　国では、特措法の制定以前から、新型インフルエンザに係る対策について、平成１７年に、「世界保健機関（ＷＨＯ）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」（以下「行動計画」という。）を作成して以来、数次の部分的な改定を行い、平成２０年の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律（平成２０年法律第３０号）」で新型インフルエンザ対策の強化が図られたことを受け、平成２１年２月に行動計画を改定した。 　（略） ３　行動計画の作成 　（略） 　本市は、特措法第８条の規定により、「神奈川県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）に基づき、「茅ヶ崎市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）を　作成する。	※P2国の政府行動計画の一部変更（9月12日付け）に伴う表記変更 ※P3保健所政令市となり、計画改訂にいたった経緯等について追記

して、また、「市内」という表記を寒川町域を含めたものとして扱うものとする。 市行動計画は、茅ヶ崎市域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項、各発生段階における本市が実施する措置等を示すものである。 また、この市行動計画は、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見を取り入れ、随時見直す必要があり、また、新型インフルエンザ等対策についても検証等を通じ、適時適切に改定を行う。 ４　（略） 第２章　新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針 １　（略） ２　新型インフルエンザ等対策の基本的考え方 (1) 発生前の段階では、予防接種の実施体制の構築、抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄、医療体制の整備、市民に対する円滑な情報提供や、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制の整備、新型インフルエンザ等対策の実施に	市行動計画は、茅ヶ崎市域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項、各発生段階における本市が実施する措置等を示すものである。 なお、今回新たに作成される市行動計画策定後は、先の「茅ヶ崎市新型インフルエンザ対策行動計画（暫定改訂版）」は廃止することとする。 また、この市行動計画は、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見を取り入れ、随時見直す必要があり、また、新型インフルエンザ等対策についても検証等を通じ、適時適切に改定を行う。 なお、本市においては、平成２９年４月に保健所設置を目指していることから、設置が完了した際には、保健所設置市が担うべき対策（サーベイランスや医療体制等）について、改めて記載するものとする。 ４　（略） 第２章　新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針 １　（略） ２　新型インフルエンザ等対策の基本的考え方 (1) 発生前の段階では、予防接種の実施体制の構築、抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄、　　市民に対する円滑な情報提供や、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制の整備、新型インフルエンザ等対策の実施に	※P3平成２６年度計画策定時点の情報のため、削除 ※P3平成２６年度計画策定時点の情報のため、削除 ※P6保健所政令市としての役割に記載変更

関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携など、発生に備えた事前の準備を周到に行う。 (2) 海外で新型インフルエンザ等が発生した段階では、国内発生に備え、コールセンター（ＦＡＸ・メール等も含む：以下同様）を設置する等、直ちに対策実施のための体制に切り替える。この段階では、国の検疫の強化等により、病原体の国内侵入の時期をできる限り遅らせることが重要となる。 （略） ３　新型インフルエンザ等対策実施上の留意点 （略） **(1) 基本的人権の尊重** 国・県・市等は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、検疫のための停留施設の使用（特措法第２９条）、医療関係者への医療等の実施の要請等（特措法第３１条）、不要不急の外出の自粛等の要請、学校、興行場等の使用等制限等の要請等（特措法第４５条）、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用（特措法第４９条）、緊急物資の運送等（特措法第５４条）、特定物資の売渡の要請等（特措法第５５条）の実施にあたって、市民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。（特措法第５条） 具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施にあたって、法令の根拠があることを前提として、市民に対し	関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携など、発生に備えた事前の準備を周到に行う。 (2) 海外で新型インフルエンザ等が発生した段階では、国内発生に備え、県の要請により相談窓口＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿を設置する等、直ちに対策実施のための体制に切り替える。この段階では、国の検疫の強化等により、病原体の国内侵入の時期をできる限り遅らせることが重要となる。 （略） ３　新型インフルエンザ等対策実施上の留意点 （略） (1) 基本的人権の尊重 市＿＿＿＿＿は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特に、県の実施する市民の権利と自由に制限を加える次の措置に協力する際は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策の実施するための必要最小限のものとする（特措法第５条）とともに、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。 <県の実施する措置> ・医療関係者への医療等の実施の要請等（特措法第３１条） ・不要不急の外出の自粛等の要請、学校・興業場等の使用等制限等の要請等（特措法第４５条） ・臨時の医療施設の開設のための土地等の使用（特措法第４９条）	**※P6保健所政令市としての役割に記載変更** **※P8情報の追加・整理**

て十分説明し、理解を得ることを基本とする。

(2)（略）

(3) 新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）（特措法第１５条）、神奈川県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）（特措法第２２条）、及び茅ヶ崎市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）（特措法第３４条）は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

市対策本部長から県対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請（特措法第３６条）を行った場合には、県対策本部長はその趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の総合調整を行うこととされている。

(4)（略）

4　（略）

＜茅ヶ崎市における新型インフルエンザ流行時の患者数の試算＞

	茅ヶ崎市	寒川町（参考）		神奈川県	全国
医療機関を受診する患者数	(略)	約4,800人～約9,300人		(略)	(略)
入院患者数	(略)	中等度	重度	(略)	(略)
	(略)	~約195人	~約740人	(略)	(略)
死亡者数	(略)	中等度	重度	(略)	(略)
	(略)	~約60人	~約235人	(略)	(略)

・緊急物資の運送等（特措法第５４条）

・特定物資の売渡しの要請（特措法第５５条）

(2)（略）

(3) 新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）（特措法第１５条）、神奈川県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）（特措法第２２条）、及び茅ヶ崎市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）（特措法第３４条）は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

市対策本部長から県対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請＿＿＿＿＿＿＿＿を行った場合には、県対策本部長はその趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の総合調整を行うこととされている。

(4)（略）

4　（略）

＜茅ヶ崎市における新型インフルエンザ流行時の患者数の試算＞

	茅ヶ崎市	＿＿＿＿＿＿		神奈川県	全国
医療機関を受診する患者数	(略)	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿		(略)	(略)
入院患者数	(略)	＿＿＿	＿＿＿	(略)	(略)
	(略)	＿＿＿	＿＿＿	(略)	(略)
死亡者数	(略)	＿＿＿	＿＿＿	(略)	(略)
	(略)	＿＿＿	＿＿＿	(略)	(略)

※P8情報の追加

※P9寒川町の情報を追加

※１　寒川町（参考）、神奈川県、全国は年齢別人口統計調査(H22.1.1現在)、茅ヶ崎市については、年齢別人口統計調査（H25.1.1現在）データにより試算。 （略） ５　対策推進のための役割分担 **(1) 国の役割** （略） 新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿に関する関係省庁対策会議」（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取り組みを総合的に推進する。 **(2) 地方公共団体の役割** （略） イ　市の役割 市は、住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援等に関し、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施する。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町と緊密な連携を図る。 なお、本市は保健所政令市であることから、感染症法においては、地域医療体制の確保やまん延防止に関し、県に準じた役割を果たすことが求められ、県と保健所設置市は、地域における医療体制の確保等に関す	※１　＿＿＿＿＿＿神奈川県、全国は年齢別人口統計調査(H22.1.1現在)、茅ヶ崎市については、年齢別人口統計調査（H25.1.1現在）データにより試算。 （略） ５　対策推進のための役割分担 **(1) 国の役割** （略） 新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取り組みを総合的に推進する。 **(2) 地方公共団体の役割** （略） イ　市の役割 市は、住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援等に関し、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施する。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町と緊密な連携を図る。 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿	**※P11国の政府行動計画の一部変更（9月12日付け）に伴う表記変更** **※P11保健所政令市としての役割に記載変更**

る協議を行い、発生前から連携を図る。（寒川町域を含む）		
（略）	（略）	
6　市行動計画の主要６項目 市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の２つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」及び「市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための基本的な方針について、「(1) 実施体制」、「(2) サーベイランス・情報収集」、「(3) 情報提供・共有」、「(4) 予防・まん延防止」、「(5) 医療」、「(6) 市民生活・地域経済の安定」の６項目に分けて以下に示す。なお、主要６項目の対策については、発生段階ごとに記述する。	6　市行動計画の主要６項目 市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の２つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」及び「市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための基本的な方針について、「(1) 実施体制」、「(2) 情報収集」、「(3) 情報提供・共有」、「(4) 予防・まん延防止」、「(5) 医療」、「(6) 市民生活・地域経済の安定」の６項目に分けて以下に示す。なお、主要６項目の対策については、発生段階ごとに記述する。	※P13保健所政令市としての役割を追加
(1) 実施体制	**(1) 実施体制**	
（略） 市は、新型インフルエンザ等が発生する前においては、「茅ヶ崎市新型インフルエンザ等対策会議」及び「茅ヶ崎市新型インフルエンザ等連絡会議」を適宜開催し、関係部局等が連携・協力して新型インフルエンザ等の感染拡大を予防するために必要な対策を総合的に推進するための方策を具体的に検討していく。また、「茅ヶ崎市地域医療体制対策会議」を開催し、医師会や関係機関との連携を図りながら、地域医療体制の整備を進める。なお、新型インフルエンザ等が発生した場合は、健康被害だけでなく、大きな社会的影響をもたらすことが懸念される	（略） 市は、新型インフルエンザ等が発生する前においては、「茅ヶ崎市新型インフルエンザ等対策会議」及び「茅ヶ崎市新型インフルエンザ等連絡会議」を適宜開催し、関係部局等が連携・協力して新型インフルエンザ等の感染拡大を予防するために必要な対策を総合的に推進するための方策を具体的に検討していく。	※P13保健所政令市となり、地域の連携や市全体で取り組む事項として記載

ことから、本市全体で取り組むべき危機管理事項とし、茅ヶ崎市危機管理指針を踏まえ、市民安全部が所管する危機管理対策検討会議と情報共有や方針の検討などの連携を随時図りながら、対策を進めていくこととする。 （略） ア　茅ヶ崎市新型インフルエンザ等対策本部 　新型インフルエンザ等が発生し、国から新型インフルエンザ等緊急事態宣言が発令された際、又は市長が特に必要と認めた場合には、市長を本部長とする「茅ヶ崎市新型インフルエンザ等対策本部」（以下「市対策本部」という。）を設置し、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。 ○本部長：　市長 ○副本部長：　副市長、教育長 ○本部員：各部局長 イ　茅ヶ崎市新型インフルエンザ等対策会議 　新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされていない場合において主管の副市長が特に必要と認めるとき及び市内又は近隣の市町村において鳥インフルエンザが発生した場合は、新型インフルエンザ等対策会議（以下「市対策会議」という。）を設置し、予防策や対応策の調査研究、対処方針の決定を行う。 ○会長：　市長 ○副会長：　副市長、教育長 ○委員：　各部局長	（略） ア　茅ヶ崎市新型インフルエンザ等対策本部 　新型インフルエンザ等が発生し、国から新型インフルエンザ等緊急事態宣言が発令された際、又は市長が特に必要と認めた場合には、市長を本部長とする「茅ヶ崎市新型インフルエンザ等対策本部」（以下「市対策本部」という。）を設置し、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。 ○本部長：　市長 ○副本部長：　副市長、教育長 ○本部員：各部局長 イ　茅ヶ崎市新型インフルエンザ等対策会議 　新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされていない場合において主管の副市長が特に必要と認めるとき及び市内又は近隣の市町村において鳥インフルエンザが発生した場合は、新型インフルエンザ等対策会議（以下「市対策会議」という。）を設置し、予防策や対応策の調査研究、対処方針の決定を行う。 ○会長：主管の副市長 ○副会長：他の副市長 ○委員：教育長、総務部長、企画部長、市民安全部長、経済部長、保健福祉部長、こども育成部長、環境部長、	※P14市長を会長とした全庁体制にするため、変更

ウ　茅ヶ崎市新型インフルエンザ等連絡会議 市対策本部及び対策会議に、その所掌事項に係る専門的事項を調査審議する組織として、茅ヶ崎市新型インフルエンザ等連絡会議（以下「市連絡会議」という。）を置く。 ○会長：市民安全部長 ○副会長：保健所副所長、経済部長 ○委員：行政総務課長、職員課長、企画経営課長、秘書広報課長、財政課長、防災対策課長、産業振興課長、農業水産課長、文化生涯学習課長、福祉政策課長、障害福祉課長、高齢福祉介護課長、子育て支援課長、こども育成相談課長、保育課長、環境政策課長、都市計画課長、建設総務課長、下水道河川総務課長、保健企画課長、保健予防課長、病院総務課長、消防総務課長、救命担当課長、会計管理者、議会事務局次長、選挙管理委員会次長、監査事務局次長、教育総務課長、学務課長、教育政策課長、学校教育指導課長 エ　茅ヶ崎市地域医療体制対策会議 地域の実情に応じた新型インフルエンザ等対策における地域医療体制の整備を推進するため、寒川町、茅ヶ崎医師会、茅ヶ崎寒川薬剤師会、医療機関、薬局、消防等地域の関係者と会議を開催し、必要な対応について協議を行う。	市立病院事務局長、消防本部消防長、教育委員会事務局教育総務部長、教育委員会事務局教育指導担当部長 ウ　茅ヶ崎市新型インフルエンザ等連絡会議 市対策本部及び対策会議に、その所掌事項に係る専門的事項を調査審議する組織として、茅ヶ崎市新型インフルエンザ等連絡会議（以下「市連絡会議」という。）を置く。 ○会長：保健福祉部長 ○副会長：市民安全部長、経済部長 ○委員：　　、職員課長、企画経営課長、秘書広報課長、　　、防災対策課長、産業振興課長、農業水産課長、　　、保健福祉課長、障害福祉課長、高齢福祉介護課長、子育て支援課長、こども育成相談課長、保育課長、環境保全課長、　　、　　、　　、　　、　　、病院総務課長、消防総務課長、救命担当課長、　　、　　、　　、　　、教育総務課長、学務課長、教育政策課長、学校教育指導課長 エ　　地域医療体制対策会議 県が各保健福祉事務所の所管区域ごとに設置する「地域医療体制対策会議」に参加し、郡市医師会、地域薬剤師会、医療機関、薬局消防等地域の関係者と密接に連携を図りながら、地域の実情に応じた新型インフルエンザ等対策における地域医療体制の整備を推進する。	※P14全庁体制にするため、変更・追記 ※P14市が設置する表記に改めるため。

<table>
<tr>
<td>（略）

≪未発生期～海外発生期の実施体制図≫
 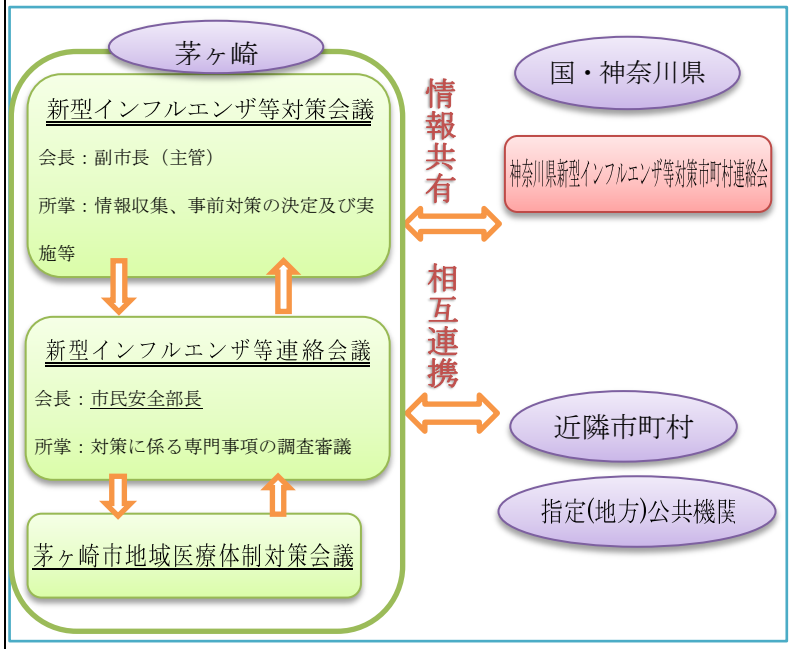

※なお、上記の発生期であっても、国、県において、対策本部が設置された場合など、必要に応じて市長判断のもと対策本部を設置することもあり得る。</td>
<td>（略）

≪未発生期～海外発生期の実施体制図≫
 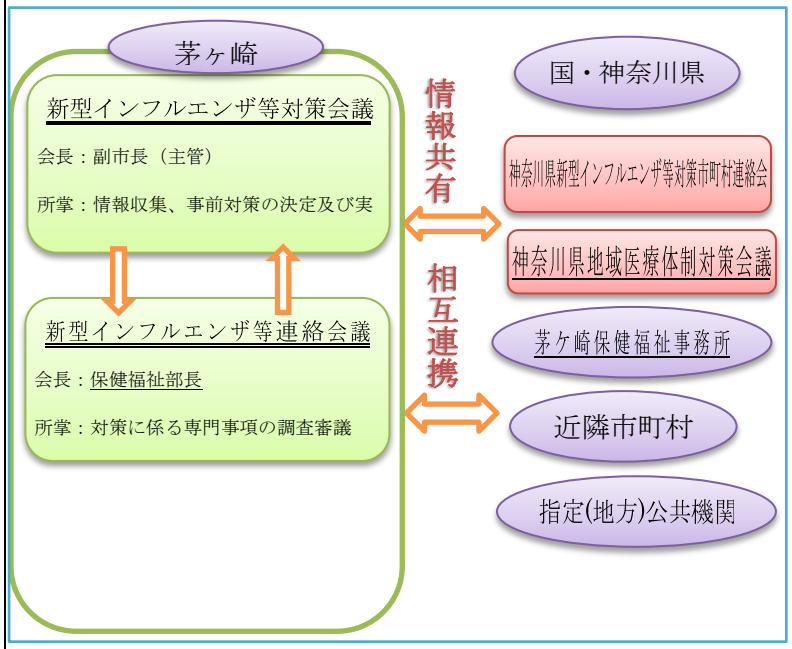

※なお、上記の発生期であっても、国、県において、対策本部が設置された場合など、必要に応じて市長判断のもと対策本部を設置することもあり得る。</td>
<td>※P16保健所政令市としての役割に記載変更</td>
</tr>
</table>

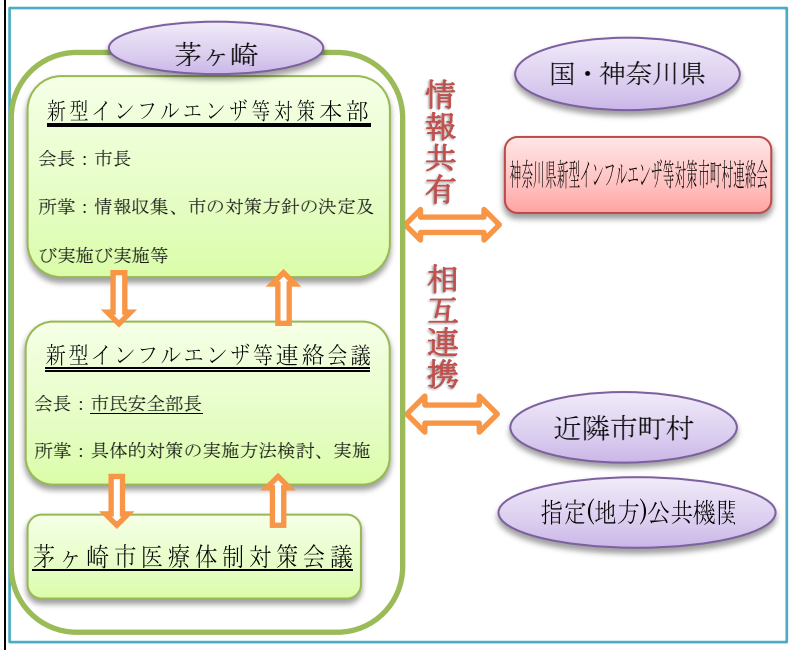

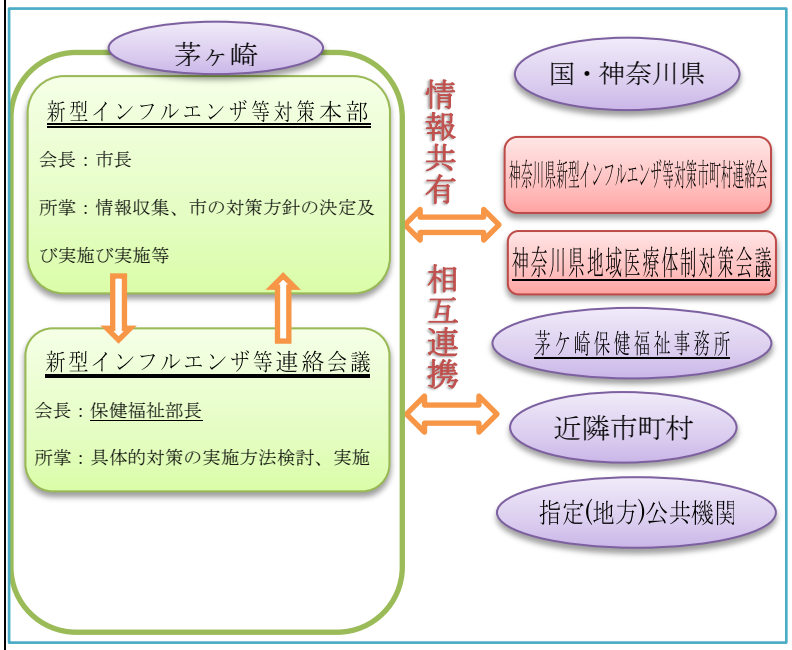

※P16保健所政令市としての役割に記載変更

(2) サーベイランス・情報収集

新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するためには、いずれの段階においても、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を国及び県等から系統的に収集・分析し判断につなげること、また、サーベイランスの結果を関係者に迅速かつ定期的に還元することにより、効果的な対策に結び付けることが重要である。

なお、未知の感染症である新感染症に対するサーベイランスは現時点では行っていないため、本項目では新型

(2) 情報収集

新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するためには、いずれの段階においても、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を国及び県等から系統的に収集し判断につなげること により、効果的な対策に結び付けることが重要である。

そのためにも、国及び県の実施するサーベイランスに注目し、適宜、協力をする必要がある。

※P17保健所政令市としての役割に記載変更

インフルエンザに限って記載するが、新感染症が発生した場合は、県と連携し、早期に症例定義の周知や診断方法を確立し、市内のサーベイランス体制を構築する。また、サーベイランスについては、寒川町域分も含めて実施することとする。 　海外で発生した段階から国内の患者数が少ない段階までは、情報が限られることから、患者の全数把握等のサーベイランス体制の強化を図り、患者の臨床像等の特徴を把握するため、積極的な情報収集・分析を行う。 　県内の患者数が増加し、新型インフルエンザの特徴や患者の臨床像等の除法が蓄積された時点では、患者の全数把握は、その意義が低下し、また、医療現場等での負担も過大となることから、入院患者及び死亡者に限定した情報収集に切り替える。 　サーベイランスにより把握された流行の開始時期や規模等の情報は、市内における医療体制等の確保に活用する。また、市内で流行する病原体の性状（インフルエンザウイルスの亜型や薬剤耐性等）に関する情報や、死亡者を含む重症者の状況に関する情報は、医療機関における診療に役立てる。 　また、国が行った鳥類、豚におけるインフルエンザウイルスのサーベイランスの情報収集を行う等これらの動物の間での発生動向を把握する。 (3)情報提供・共有 　ア～ウ（略）	(3)情報提供・共有 　ア～ウ（略）	

エ　発生時における市民への情報提供及び共有 **(ｱ) 発生時の情報提供について** 市は、新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に、対策の決定のプロセス(科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等)や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。 また、本市は保健所政令市として、県と同様に市民からの一般的な問い合わせに対応するコールセンター等（仮称）を設置し、適切な情報提供を行う。市民からのコールセンター等に寄せられる問い合わせや関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているのかを把握し、再度の情報提供に反映する。 さらに、マスメディアの活用に加え、市から直接的に市民に対する情報提供を行う手段として、ホームページ、防災無線、メール配信サービス、ソーシャルネットワークサービス（ＳＮＳ）等の活用や、自治会など地域と連携した体制を構築する。 （略） **オ　情報提供体制** 情報提供にあたっては、提供する情報の内容について統一を図ることが肝要であり、情報を集約して一元	**エ　発生時における市民への情報提供及び共有** **(ｱ) 発生時の情報提供について** 市は、新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に、対策の決定のプロセス(科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等)や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。 また、市民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口等を設置し、適切な情報提供を行うとともに、市民から寄せられる問い合わせや関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているのかを把握し、再度の情報提供に反映する。また、県は県民からの一般的な問い合わせに対応できるコールセンター等を設置することを、併せて周知する。 さらに、マスメディアの活用に加え、市から直接的に市民に対する情報提供を行う手段として、ホームページ、防災無線、メール配信サービス　　等の活用や、自治会など地域と連携した体制を構築する。 （略） **オ　情報提供体制**	※P18保健所政令市としての役割に記載変更 ※P18情報の追加 ※P19体制強化のため、見直し

的に発信する体制を構築し、コミュニケーション担当者が適時適切に情報を共有する。 このため、茅ヶ崎市における広報担当（スポークスパーソン）を設置して情報提供の一元化を図り、市内、県内及び国内外の発生状況及び対応状況等について、定期的に情報提供を行う。 (4) 予防・まん延防止 ア（略） **イ　主なまん延防止対策** 市は、個人における対策として、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。 また、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や患者の同居等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力（健康視察、外出自粛の要請等）等の感染症に基づく措置を行います。また、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要に応じて県が行う不要不急の外出自粛要請や施設の使用制限（特措法第４５条第２項及び第３項）の要請等に対し、適宜協力する。 地域対策・職場対策については、国内における発生の初期の段階から、個人における対策のほか、職場において季節性インフルエンザ対策として実施されている感染防止策をより強化して実施する。	県が広報担当（スポークスパーソン）を設置して情報提供の一元化を図り、県内及び国内外の発生状況及び対応状況等について、定期的に情報提供を行うので、市はその情報把握に努めるとともに、正確に市民に向けて発信をする。 (4) 予防・まん延防止 ア（略） **イ　主なまん延防止対策** 市は、個人における対策として、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。 また、県が行う、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や患者の同居等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力（健康視察、外出自粛の要請等）等の感染症に基づく措置や、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要に応じて県が行う不要不急の外出自粛要請や施設の使用制限（特措法第４５条第２項及び第３項）の要請等に対し、適宜協力する。 地域対策・職場対策については、国内における発生の初期の段階から、個人における対策のほか、職場において季節性インフルエンザ対策として実施されている感染防止策をより強化して実施する。	**※P19保健所政令市としての役割に記載変更** **※P19保健所政令市としての役割に記載変更**

そのほか、新型インフルエンザ等が海外で発生した際には、発生動向や国の実施する水際対策について把握する。感染症には潜伏期間や不顕性感染などがあることから、ある程度の割合で感染者は入国し得るため、市内での患者発生に備えて体制の整備を図ることが必要である。		※P19保健所政令市としての役割に記載変更
ウ　予防接種 (ｱ) ワクチン ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内に収めるように努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。 新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの２種類がある。なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。 国は、新型インフルエンザの発生時のプレパンデミックワクチンの有効な接種方法等の検討に資するよう、最新の流行状況を踏まえ、製剤化済みワクチンの一部を用いて有効性・安全性についての臨床研究を推進するとしており、市としては、国の動向を	ウ　予防接種 (ｱ) ワクチン ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内に収めるように努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。 新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの２種類がある。なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。	※P20保健所政令市としての役割に記載変更

注視する。 （略） **(ｵ) 医療関係者に対する要請** 市は、予防接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対して必要な協力を要請又は指示（以下「要請等」という。）を行うよう、県に求める（特措法第３１条第５項及び第４６条第６項）ことができる。 (5)医療 **ア　医療の目的** 新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的かつ急速にまん延し、かつ市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。 新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されるが、地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要である。特に、地域医療体制の整備にあたっては、新型インフルエンザ等発生時に医療提供を行うこととなる医療機関である指定（地方）公共機関や特定接種の登録事業者となる医療機関を含	（略） **(ｵ) 医療関係者に対する要請** 市は、予防接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対して必要な協力を要請又は指示（以下「要請等」という。）を行う（特措法第３１条第５項及び第４６条第６項）よう、県に求める ことができる。 (5)医療 **ア　医療の目的** 新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的かつ急速にまん延し、かつ市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。	※P24正しい表記に修正 ※P24保健所政令市としての役割に記載変更

め、医療提供を行う医療機関や医療従事者への具体的支援についての十分な検討や情報収集が必要である。なお、医療体制の整備等については、寒川町域を含めて実施することとする。		
イ 発生前における医療体制の整備 寒川町、茅ヶ崎医師会、茅ヶ崎寒川薬剤師会、医療機関、薬局、消防等の地域の関係者からなる「茅ヶ崎市地域医療体制対策会議」を開催するなど、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進する。 また、あらかじめ「帰国者・接触者外来」（発生国からの帰国者や、患者の濃厚接触者であって、発熱呼吸器症状等を有する者を対象とした外来）を設置する医療機関等のリストを作成し、設置の準備を行うとともに、「帰国者・接触者相談センター」（発生国からの帰国者や患者の濃厚接触者で、発熱や呼吸器症状等を有する者からの電話相談を受け、帰国者・接触者外来へ紹介する）の設置準備を進める。	**イ 発生前における医療体制の整備** 県の設置する、二次医療圏等の県域を単位とした、保健福祉事務所又は保健所を中心とする各団体等関係者からなる対策会議に参加する等、関係者と密接に連携を図りながら、地域の実情に応じた新型インフルエンザ等対策における医療体制の整備推進に協力する。	**※P24保健所政令市としての役割に記載変更**
ウ 発生時における医療体制の維持・確保 新型インフルエンザ等の県内での発生の早期には、医療の提供は、患者の治療とともに感染対策としても有効である可能性があることから、病原性が低いことが判明しない限り、原則として、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等患者等を感染症指定医療機関等	**ウ 発生時における医療体制の維持・確保** 新型インフルエンザ等の県内での発生の早期には、医療の提供は、患者の治療とともに感染対策としても有効である可能性があることから、病原性が低いことが判明しない限り、原則として、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等患者等を感染症指定医療機関等	

に入院措置を行う。このため、感染症病床等の利用計画を事前に策定することも重要である。 また、国内での発生の早期では、新型インフルエンザ等の臨床像に関する情報は限られていることから、サーベイランスで得られた情報を最大限活用し、発生した新型インフルエンザ等の診断及び治療に有用な情報を医療現場に迅速に還元する。	に入院措置を行う。 新型インフルエンザ等に感染している可能性がより高い、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者の診療のために、海外での新型インフルエンザ等の発生から県内で新型インフルエンザ等が拡がる前の段階までは、県内に「帰国者・接触者外来」を設置して診療が行われる。	※P25保健所政令市としての役割に記載変更
新型インフルエンザ等に感染している可能性がより高い、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者の診療のために、海外での新型インフルエンザ等の発生から県内で新型インフルエンザ等が拡がる前の段階までは、市内に「帰国者・接触者外来」を設置して診療を行うが、新型インフルエンザ等の患者は帰国者・接触者外来を有しない医療機関を受診する可能性もあることを踏まえて対応する必要がある。 このため、帰国者・接触者外来を有しない医療機関も含めて、医療機関内においては、新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者とそれ以外の疾患の患者との接触を避ける工夫等を行い院内での感染防止に努める。また、医療従事者は、マスク・ガウン等の個人防護具の使用や健康管理、ワクチンの接種を行い、十分な防御なく患者と接触した際には、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。		※P25保健所政令市としての役割に記載変更
また、市は、「帰国者・接触者相談センター」を設置し、様々な媒体を活用して周知を図るとともに、「帰国者・接触者相談センター」に連絡のあった新型イン	県は、「帰国者・接触者相談センター」の周知を図るとともに、帰国者・接触者外来等の県内の医療体制に関する情報提供	※P25保健所政令市としての役割に記載変更

フルエンザと疑いのある方の受診の調整を行う。 。 帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも患者がみられるようになった場合等には、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替えられる。 また、患者数が大幅に増加した場合にも対応できるよう、重症者は入院、軽症者は在宅療養に振り分け、医療体制の確保を図ることとする。その際、感染症指定医療機関等以外の医療機関や臨時の医療施設等で患者の入院ができるよう、事前に、その活用計画を策定しておく必要がある。また、在宅療養の支援体制を整備しておくことも重要である。 医療の分野での対策を推進するにあたっては、対策の現場である医療機関等との迅速な情報共有が必須であり、国、県、市町村を通じた連携だけではなく、茅ヶ崎医師会、茅ヶ崎寒川薬剤師会等の関係機関のネットワークの活用が重要である。 **エ　医療関係者に対する要請、補償等** 新型インフルエンザ等の患者等に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医師、看護師その他の政令で定める医療関係者に対し、知事は、医療を行うよう要請等をする。（特措法第３１条） 市は、地域の医療の実情を把握し、新型インフルエ	を行うため、市はその情報を把握し、市民に対し周知する。 帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも患者がみられるようになった場合等には、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替えられる。 また、患者数が大幅に増加した場合にも対応できるよう、県が重症者は入院、軽症者は在宅療養に振り分け、医療体制の確保が図られる。	※P25保健所政令市としての役割に記載変更 ※P26保健所政令市としての役割に記載変更

ンザ等緊急事態措置の実施に関する必要な事柄を知事に要請する。県は国と連携して、要請等に応じて患者等に対する医療を行う医療関係者に対して、政令で定める基準に従い、その実費を弁償する（特措法第６２条第２項）。また、医療の提供の要請等に応じた医療関係者が、損害を被った場合には、政令で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対して補償をする。（特措法第６３条）		
オ　抗インフルエンザウイルス薬の備蓄 国においては、最新の諸外国における備蓄状況や最新の医学的な知見等を踏まえ、全罹患者（被害想定において全人口の２５％が罹患すると想定）の治療その他の医療対応に必要な量を目標として、引き続き、現在の備蓄状況や流通の状況、重症患者への対応等も勘案し、抗インフルエンザウイルス薬を計画的かつ安定的に備蓄することとしている。また、県においても、国の方針に基づき、計画的かつ安定的に備蓄することとしている。 インフルエンザウイルス株によっては、現在、備蓄に占める割合が高いオセルタミビルリン酸塩（商品名：タミフル）に耐性を示す場合もあることから、国は、抗インフルエンザウイルス薬耐性株の検出状況や臨床現場での使用状況等を踏まえ、今後、備蓄薬を追加・更新する際には、他の薬剤の備蓄割合を増やすことを検討するとしている。	**エ　抗インフルエンザウイルス薬等** 国においては、諸外国における備蓄状況や最新の医学的な知見等を踏まえ、国民の４５％に相当する量を目標として、引き続き、現在の備蓄状況や流通の状況等も勘案し、抗インフルエンザウイルス薬を計画的かつ安定的に備蓄することとしている。また、県においても、国の方針に基づき、計画的かつ安定的に備蓄することとしている。 インフルエンザウイルス株によっては、現在、備蓄に占める割合が高いオセルタミビルリン酸塩（商品名：タミフル）に耐性を示す場合もあることから、国は、抗インフルエンザウイルス薬耐性株の検出状況や臨床現場での使用状況等を踏まえ、今後、備蓄薬を追加・更新する際には、他の薬剤の備蓄割合を増やすことを検討するとしている。	**※P26保健所政令市としての役割に記載変更** **※P26国の政府行動計画の一部変更（9月12日付け）に伴い、合わせた表記に変更**

また、県は、新型インフルエンザ等が県内にまん延した場合、通常の流通ルートで入手困難になることが予想される段階で、流通業者との事前の取り決めに基づき、備蓄薬の放出を行うこととしている。 本市においても、疫学調査における予防投与のための抗インフルエンザウイルス薬を備蓄するほか、まん延時には医療機関等においても、国・県の備蓄分が流通ルートに円滑にのるまでの供給不足も考えられることから、健康被害の拡大を抑えるため、茅ヶ崎寒川薬剤師会と連携し確保に努める。	また、県は、新型インフルエンザ等が県内にまん延した場合、通常の流通ルートで入手困難になることが予想される段階で、流通業者との事前の取り決めに基づき、備蓄薬の放出を行うこととしている。	※P26保健所政令市としての役割に記載変更
（略）	（略）	
第３章　各段階における対策 （略） (1)実施体制（市民安全部・　　保健所） ア　（略） **イ　体制の整備及び関係機関の連携強化** （略） **(ｱ) 茅ヶ崎市新型インフルエンザ等対策会議** **市長　　を会長とするし対策会議を設置し、新型インフルエンザ等の発生に備え、関係各部局が連携・協力して必要な対策を総合的に推進ｓうるための課題を総合的かつ具体的に検討する。** **(ｲ) 茅ヶ崎市新型インフルエンザ等連絡会議** 市民安全部長を会長とする市連絡会議を設置し、市対策会議の指示を受け、新型インフルエンザ等の発生に備え、関係各課が連携・協力して必要な対策を協議・	第３章　各段階における対策 （略） (1)実施体制（市民安全部・保健福祉部） ア　（略） **イ　体制の整備及び関係機関の連携強化** （略） **(ｱ) 茅ヶ崎市新型インフルエンザ等対策会議** **所管の副市長を会長とするし対策会議を設置し、新型インフルエンザ等の発生に備え、関係各部局が連携・協力して必要な対策を総合的に推進ｓうるための課題を総合的かつ具体的に検討する。** **(ｲ) 茅ヶ崎市新型インフルエンザ等連絡会議** 保健福祉部長を会長とする市連絡会議を設置し、市対策会議の指示を受け、新型インフルエンザ等の発生に備え、関係各課が連携・協力して必要な対策を協議・	※P30組織の見直し ※P30全庁体制の取り組みとするため役割変更 ※P31全庁体制の取り組みとするため役割変更

検討し、具体的に推進する。 （略） (2) サーベイランス・情報収集（保健所・教育委員会） ア　（略） イ　通常のサーベイランス　（寒川町域含む） (ｱ)人で毎年冬季に流行する季節性インフルエンザについて、市内の指定届出医療機関（１１箇所）において患者発生の動向を調査し、流行状況を把握する。 また、指定提出機関（１箇所）については、ウイルスの性状（亜型等）を調査し、流行しているウイルスの性状について把握する。 (ｲ)インフルエンザによる入院患者の発生動向及び重症化の状況を把握する。 (ｳ)学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学校閉鎖等）を調査し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する。 ウ　調査研究（寒川町域含む） 新型インフルエンザ等の国内発生時に、迅速かつ適切に積極的疫学調査を実施できるよう、県や他市町村との連携等の体制整備を図る。 (3) 情報提供・共有（企画部・保健所　） ア　継続的な情報提供 市は次のことを行う。 (ｱ) 新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や、発	検討し、具体的に推進する。 （略） (2)　情報収集（保健福祉部） ア　（略） イ　サーベイランスへの協力 市は、国及び県が実施するサーベイランスについて、情報把握に努めるとともに、実施に際し協力要請があった場合は、適宜必要な対応を行う。 (3) 情報提供・共有（企画部・保健福祉部） ア　継続的な情報提供 市は次のことを行う。 (ｱ) 新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や、発	※P31保健所政令市としての役割に記載変更・組織の見直し ※P31保健所政令市としての役割に記載変更 ※P31保健所政令市としての役割に記載変更 ※P32組織改正に伴う変更

生した場合の対策について、まん延防止の観点にも触れながら、各種媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う。また、情報提供の際は、視覚、聴覚等障害者に配慮するとともに、できる限り多言語による提供を行い、市民が理解しやすい内容の情報提供を行う。	生した場合の対策について、まん延防止の観点にも触れながら、各種媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う。また、情報提供の際は、視覚、聴覚等障害者に配慮するとともに、できる限り多言語による提供を行う。	※P32保健所政令市としての役割に記載変更
(ｲ) （略）	(ｲ) （略）	
イ　体制整備等	**イ　体制整備等**	
市は、情報提供・共有体制整備等の事前の準備として以下を行う。	市は、情報提供・共有体制整備等の事前の準備として以下を行う。	
・（略）	・（略）	
・新型インフルエンザ等発生時に、市民からの相談に応じるため、コールセンター等の設置準備を進める。	・新型インフルエンザ等発生時に、市民からの相談に応じるため、県の要請に応じて相談窓口等の設置準備を進める。なお、疾患に関する相談のみでなく、生活相談等広範な内容についても対応できる体制について検討する。	※P32保健所政令市としての役割に記載変更
(4)　予防・まん延防止	**(4)　予防・まん延防止**	
ア　対策実施のための準備	**ア　対策実施のための準備**	
(ｱ) 個人・学校等における対策の普及（　　・こども育成部・保健所・教育委員会）	**(ｱ) 個人・学校等における対策の普及（保健福祉部・こども育成部・　　教育委員会）**	※P32組織の見直し
市は個人及び学校等に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける等の基本的感染対策の普及を図る。また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うと	・市は個人及び学校等に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける等の基本的感染対策の普及を図る。	※P32保健所政令市としての役割に記載変更

いった基本的な感染対策について理解の促進を図る。 特に、学校、保育所及び幼稚園は集団感染が発生し、地域への感染拡大の起点となりやすいことから、平常時から児童生徒等に対し感染症や公衆衛生について情報提供を行い、丁寧に指導を行う。 ・新型インフルエンザ等緊急事態の際に県が実施する、不要不急の外出の自粛や施設の使用制限の要請等感染対策について、未発生期から理解促進を図る。 **(ｲ) 地域対策・職場対策の周知（保健所・経済部）** 市は、新型インフルエンザ等発生時に実施され得る個人における対策のほか、職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策について周知を図るための準備を行う。 **イ　予防接種** **(ｱ) 接種体制の構築** **特定接種（総務部・保健所　・市立病院・消防本部）** （略） **住民接種（保健所　・市立病院）** （略） **(ｲ) 情報提供（企画部・保健所　）** （略） **(5) 医療** **ア　地域医療体制の整備　（保健所　・市立病院）（寒川町域含む）**	特に、学校、保育所及び幼稚園は集団感染が発生し、地域への感染拡大の起点となりやすいことから、平常時から児童生徒等に対し感染症や公衆衛生について情報提供を行い、丁寧に指導を行う。 ・新型インフルエンザ等緊急事態の際に県が実施する、不要不急の外出の自粛や施設の使用制限の要請等感染対策について、未発生期から理解促進を図る。 **イ　予防接種** **(ｱ) 接種体制の構築** **特定接種（総務部・保健福祉部・市立病院・消防本部）** （略） **住民接種（保健福祉部・市立病院）** （略） **(ｲ) 情報提供（企画部・保健福祉部）** （略） **(5) 医療** **ア　地域医療体制の整備への協力（保健福祉部・市立病院）**	※P32保健所政令市としての役割に記載変更 ※P33組織の見直し ※P33組織の見直し ※P33組織の見直し ※P33組織の見直し

(ｱ)市は、寒川町、茅ヶ崎医師会、茅ヶ崎寒川薬剤師会、医療機関、薬局、消防等の地域の関係者からなる「茅ヶ崎市地域医療体制対策会議」を開催するなど、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備を進める。	市は、県が二次医療圏等の県域を単位として実施する、「地域医療体制対策会議」に参加し、地域の実情に応じた新型インフルエンザ等対策における地域医療体制の整備の推進に協力する。	※P33保健所政令市としての役割に記載変更
(ｲ)発生時の地域医療体制の確保のために、平素から地域の医療関係者との間で、発生時の医療体制について協議、確認を行う。		※P33保健所政令市としての役割に記載変更
(ｳ)帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来の設置の準備や、感染症指定医療機関等での入院患者の受入準備を進める。また、一般の医療機関においても、新型インフルエンザ等患者を診療する場合に備えて、個人防護具の準備などの院内感染対策等を進めるよう要請する。		※P33保健所政令市としての役割に記載変更
イ　県内感染期に備えた医療の確保（保健所）（寒川町域含む） 次の点に留意して、県内感染期に備えた医療の確保に取り組む。 (ｱ)全ての医療機関に対して、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画作成を要請し、マニュアルを示すなどして、その作成の支援に努める。 (ｲ)地域の実情に応じ、指定（地方）公共機関を含む感染症指定医療機関等のほか、医療機関等で入院患者を優先的に受け入れる体制の準備に努める。 (ｳ)入院治療が必要な新型インフルエンザ等患者が増		※P34保健所政令市としての役割に記載変更

加した場合の医療機関における使用可能な病床数（定員超過入院を含む。）等を把握する。 (ｴ)地域の医療機能維持の観点から、がん医療や透析治療、産科医療等の常に必要とされる医療を継続するため、必要に応じて新型インフルエンザ等の初診患者の診療を、原則として行わないこととする医療機関の設定を検討する。 (ｵ)社会福祉施設等の入所施設において集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討する。		
ウ　手引き等の策定、研修等（保健所） 国や県が策定した手引き等の入手、訓練や研修等に参加して体制の準備を行う。		※P34保健所政令市としての役割に記載変更
エ　医療資機材の整備（保健所）（寒川町域含む） 必要となる医療資器材（個人防護具、人工呼吸器等）をあらかじめ備蓄・整備する。		※P34保健所政令市としての役割に記載変更
オ　検査体制の整備（保健所）（寒川町域含む） 神奈川県衛生研究所や県の感染症担当課等と調整を図り、新型インフルエンザ等に対するPCR検査等の依頼が円滑にできるよう体制を整備する。		※P34保健所政令市としての役割に記載変更
カ　抗インフルエンザウイルス薬の備蓄の確認（保健所　） 市は、国及び県が、市場への流通分を鑑みながら、全	**イ　抗インフルエンザウイルス薬の備蓄の確認（保健福祉部）** 市は、国及び県が、市場への流通分を鑑みながら、県	※P34組織の見直し ※P34国の政府行動計画の一部変

罹患者（被害想定において全人口の２５％が罹患すると想定）の治療その他の医療対応に必要な量を目標として、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行うため、未発生期より備蓄放出要請等必要な事務手続きや、流通事情及び重症患者への対応について予め確認しておく。 (6) 市民生活及び地域経済の安定の確保 ア　要援護者への生活支援（　福祉部） （略） イ　火葬能力等の把握（総務部・保健所） （略） ウ　物資及び資材の備蓄等（市民安全部・保健所　） （略）	民の４５％に相当する量を目標として、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行うため、未発生期より備蓄放出要請等必要な事務手続きや、流通事情について予め確認しておく。 (6) 市民生活及び地域経済の安定の確保 ア　要援護者への生活支援（保健福祉部） （略） イ　火葬能力等の把握（総務部・環境部） （略） ウ　物資及び資材の備蓄等（市民安全部・保健福祉部） （略）	更（9月12日付け）に伴い、合わせた表記に変更 ※P34保健所政令市としての役割に記載変更 ※P34組織の見直し ※P35組織の見直し ※P35組織の見直し
２　海外発生期	２　海外発生期	
状況：（略）	状況：（略）	
目的：（略）	目的：（略）	
対策の考え方： ・新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。 ・対策の判断に役立てるため、国際的な連携の下で、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。 ・国内発生した場合には早期に発見できるよう国内のサーベイラン・情報収集を行う。 ・海外での発生状況について注意喚起するとともに、国内　発生に備え、国内　発生した場合の対策について的確な情報提供を行い、	対策の考え方： ・新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。 ・海外での発生状況について注意喚起するとともに、県内、市内発生に備え、県内、国内発生した場合の対策について的確な情報収集を行い、	※P36保健所政令市としての役割に記載変更・組織の見直し

医療機関、事業者、市民に準備を促す。 ・検疫等により、市内発生をできるだけ遅らせるよう努め、その間に医療機関等への情報提供、検査体制の整備、診療体制の確立、市民生活及び地域経済の安定のための準備、プレパンデミックワクチンの接種体制の確立等、市内発生に備えた体制整備を急ぐ。	市民に準備を促す。 ・ 市民生活及び地域経済の安定のための準備、プレパンデミックワクチンの接種体制の確立等、県内発生に備えた体制整備を急ぐ。	
(1) 実施体制（市民安全部・保健所） （略）	(1) 実施体制（市民安全部・保健福祉部） （略）	※P36組織の見直し
(2) サーベイランス・情報収集（保健所） ア 情報収集 市は、海外での新型インフルエンザ等の発生状況について、国、県からの情報に注視するとともに、国際機関（世界保健機関（WHO）、国際獣疫事務局（OIE）等）、厚生労働省、国立感染症研究所の発表や、インターネット等を活用し情報収集を行う。	(2) 情報収集（保健福祉部） ア 情報収集 市は、海外での新型インフルエンザ等の発生状況について、国、県からの情報に注視するとともに、（世界保健機関（WHO）、厚生労働省、国立感染症研究所の発表や、インターネット等を活用し情報収集を行う。	※P37保健所政令市としての役割に記載変更・組織の見直し ※P37情報の追加
イ サーベイランスの強化等（寒川町域含む） ・引き続き、インフルエンザに関する通常のサーベイランスを実施する。 ・市内における新型インフルエンザ等の患者を早期に発見し、新型インフルエンザ等の患者の臨床像等の特徴を把握するため、すべての医師に新型インフルエンザ等患者（疑い患者を含む）を診察した場合の届出を求め、全数把握を開始する（感染症法第１２条）。	イ サーベイランスへの協力 市は、国及び県が実施するサーベイランスについて、情報把握に努めるとともに、実施に際し協力要請があった場合は、適宜必要な対応を行う。	※P37保健所政令市としての役割に記載変更

・感染症拡大を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。		
(3) 情報提供・共有 ア　情報提供・共有（企画部・保健所　　） **イ　コールセンター等の設置（保健所　　）** ・他の公衆衛生業務に支障を来さないように、市民からの一般的な問い合わせに対応できる体制を早急に整え、コールセンター等を設置し、国から配布されるＱ＆Ａを参考にしながら適切な情報提供を行う。 ・コールセンター等へ寄せられた問い合わせ内容及び国、県、関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているのかを把握し、次の情報提供時に反映するよう努める。	(3) 情報提供・共有 ア　情報提供・共有（企画部・保健福祉部） **イ　相談窓口　　の設置（保健福祉部）** ・市は、県の要請を受け、市民からの一般的な問合せに対応するための相談窓口を設置し、　　国から配布されるＱ＆Ａを参考にしながら適切な情報提供を行う。 ・また、相談窓口へ寄せられた問い合わせ内容を各種媒体による　　次の情報提供時に反映するよう努める。	※P37組織の見直し ※P37保健所政令市としての役割に記載変更・組織の見直し ※P38保健所政令市としての役割に記載変更
(4) 予防・まん延防止 **ア　まん延防止対策のための準備（保健所　　）（寒川町域含む）** 市は、市内における新型インフルエンザ等患者の発生に備え、　　感染症法に基づく患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の準備を進める。　　また、検疫所から提供される入国者等に関する情報を有効に活用する。 **イ　個人・学校等における対策の普及（　　こど**	(4) 予防・まん延防止 **ア　まん延防止対策のための準備（保健福祉部）** 市は、市内における新型インフルエンザ等患者の発生に備え、県が実施する感染症法に基づく患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の準備について動向を把握する。また、検疫所から提供される入国者等に関する情報を有効に活用する。 **イ　個人・学校等における対策の普及（保健福祉部・こど**	※P38組織の見直し ※P38保健所政令市としての役割に記載変更 ※P38組織の見直し

も育成部・保健所　・教育委員会） ・国から発出される感染症危機情報をもとに、新型インフルエンザ等の発生状況や個人がとるべき対応に関する情報提供及び注意喚起を行い、学校等に対しても、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける等の基本的感染対策の普及を図る。	も育成部・　　教育委員会） ・市は個人及び　　学校等に対し　、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける等の基本的感染対策の普及を図る。	※P38保健所政令市としての役割に記載変更
ウ　予防接種 (ｱ) 接種体制 特定接種（総務部・保健所　・市立病院・消防本部） （略）	ウ　予防接種 (ｱ) 接種体制 特定接種（総務部・保健福祉部・市立病院・消防本部） （略）	※P38組織の見直し
住民接種（保健所　・市立病院） ・市は、国及び県と連携し、特措法第４６条に基づく住民に対する予防接種又は予防接種法第６条第３項に基づく新臨時接種の接種体制の準備を行う。 ・市は、国の要請により全住民が速やかに接種できるよう、関係機関の連携や協力体制のもと、集団的接種を行うことを基本として、具体的な接種体制の構築の準備を進める。（特措法第４６条）	住民接種（保健福祉部・市立病院） ・市は、国及び県と連携し、特措法第４６条に基づく住民に対する予防接種又は予防接種法第６条第３項に基づく新臨時接種の接種体制の準備を行う。 ・市は、国の要請により住民が速やかに接種できるよう、　　集団的接種を行うことを基本として、具体的な接種体制の構築の準備を進める。（特措法第４６条）	※P39組織の見直し ※P39保健所政令市としての役割に記載変更
(ｲ) 情報提供（企画部・保健所　） （略）	(ｲ) 情報提供（企画部・保健福祉部） （略）	※P39組織の見直し
(5) 医療	(5) 医療	

ア　新型インフルエンザ等の症例定義（保健所　　）（寒川町域含む） 国の示す新型インフルエンザ等の症例定義及びその修正等に留意し、適宜、関係機関に周知する。 イ　医療体制の整備（企画部・保健所・市立病院）（寒川町域含む） 次の医療体制を整備し、住民に対し周知を行う。 (ｱ) 発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者について、新型インフルエンザ等に罹患する危険性がそれ以外の患者と大きく異なると考えられる間は、帰国者・接触者外来において診断を行う。そのため、帰国者・接触者外来を整備する。 (ｲ) 帰国者・接触者外来を有しない医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性もあるため、茅ヶ崎医師会等の協力を得て、院内感染対策を講じた上で、診療体制を整備する。 (ｳ) 帰国者・接触者外来を有する医療機関に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断された場合には、ただちに保健所に連絡するよう要請する。 (ｴ) 新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体を県衛生研究所に送付し、亜型等の同定を行う。	ア　帰国者・接触者相談センターの周知（企画部・保健福祉部・市立病院） 市は、県が設置する帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来の整備・設置状況を把握し、発生国からの帰国者であって発熱、呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センターを通じて帰国者・接触者外来を受診するよう、周知に協力する。	※P39保健所政令市としての役割に記載変更・組織の見直し ※P39保健所政令市としての役割に記載変更

ウ　帰国者・接触者相談センターの設置（保健所）（寒川町域含む） 次のことを行う。 (ｱ) 帰国者・接触者相談センターを設置する。 (ｲ) 発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。		※P39保健所政令市としての役割に記載変更
エ　医療機関等への情報提供（保健所）（寒川町域含む） 新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。		※P40保健所政令市としての役割に記載変更
オ　抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用等（保健所）（寒川町域含む） ・国や県と連携し、医療機関に対し、備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者等に、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請する。 ・茅ヶ崎寒川薬剤師会や流通業者を通じて、抗インフルエンザウイルス薬の流通動向等の把握に努める。	イ　抗インフルエンザウイルス薬の備蓄（保健福祉部） ・県の抗インフルエンザウイルス薬の備蓄及び流通状況について把握する。	※P40保健所政令市としての役割に記載変更・組織の見直し
(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保 ア　要援護者への生活支援（福祉部）	(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保 ア　要援護者への生活支援（保健福祉部）	※P40組織の見直し

市は、新型インフルエンザ等の発生が確認されたことを、要援護者や協力者へ周知する。	市は、新型インフルエンザ等の発生が確認されたことを、要援護者や協力者へ周知する。	
イ　事業者の対応（経済部・保健所） 市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を実施するための準備を行うよう要請する。		※P40保健所政令市としての役割に記載変更
ウ　遺体の火葬・安置体制の確認（総務部・保健所） （略）	**イ　遺体の火葬・安置体制の確認（総務部・環境部）** （略）	※P40組織の見直し
エ　物資及び資材の備蓄等（市民安全部・保健所　　） （略）	**ウ　物資及び資材の備蓄等（市民安全部・保健福祉部）** （略）	※P40組織の見直し

３ 県内未発生期	
状況	（略）
目的	・市内発生に備えた体制の整備を行う。
対策の考え方	・市内発生に備え、原則として海外発生期の対策を継続する。 ・国内発生、流行拡大に伴って、国が定める基本的対処方針等や、県の対処方針、対策等に基づき、必要な対策を行う。 ・国内発生した新型インフルエンザ等の状況により、政府対策本部が緊急事態宣言を行った場合、茅ヶ崎市新型インフルエンザ等対策本部を設置し、県内、市内未発生であっても、積極的な感染対策を行う。

３ 県内未発生期	
状況	（略）
目的	・県内発生に備えた体制の整備を行う。
対策の考え方	・県内発生に備え、原則として海外発生期の対策を継続する。 ・国内発生、流行拡大に伴って、国が定める基本的対処方針等や、県の対処方針、対策等に基づき、必要な対策を行う。 ・国内発生した新型インフルエンザ等の状況により、政府対策本部が緊急事態宣言を行った場合、茅ヶ崎市新型インフルエンザ等対策本部を設置し、県内、市内未発生であっても、積極的な感染対策を行う。

※P41保健所政令市としての役割に記載変更

(1) 実施体制（市民安全部・保健所　　） （略）	(1) 実施体制（市民安全部・保健福祉部） （略）	※P41組織の見直し
【緊急事態宣言がされている場合の措置】 (1) 緊急事態宣言 （略） (2) 茅ヶ崎市新型インフルエンザ等対策本部の設置（市民安全部・保健所　　） （略）	**【緊急事態宣言がされている場合の措置】** (1) 緊急事態宣言 （略） (2) 茅ヶ崎市新型インフルエンザ等対策本部の設置（市民安全部・保健福祉部） （略）	※P42組織の見直し
(2) サーベイランス・情報収集 ア　情報収集（保健所　　） 市は、国内・海外での新型インフルエンザ等の発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等について、国、県からの情報に注視するとともに、世界保健機関（WHO）、厚生労働省、国立感染症研究所等の発表や、インターネット等を活用し情報収集を行う。	(2)　　情報収集 ア　情報収集（保健福祉部） 市は、国内・海外での新型インフルエンザ等の発生状況、　　について、国、県からの情報に注視するとともに、世界保健機関（WHO）、厚生労働省、国立感染症研究所等の発表や、インターネット等を活用し情報収集を行う。	※P43保健所政令市としての役割に記載変更・組織の見直し
イ　サーベイランス　　（保健所　　・教育委員会）（寒川町域含む） ・引き続き、新型インフルエンザ等患者等の全数把握、学校等での集団発生の把握の強化を実施する。 ・医療機関等に対して症状や治療等に関する有用な情報を迅速に提供する等のため、新型インフルエンザ等患者の臨床情報を収集する。	イ　サーベイランスへの協力（保健福祉部・教育委員会） ・市は、県が実施するサーベイランス（患者等の全数把握、学校等での集団発生の把握等）について、情報把握に努めるとともに、実施に際し協力要請があった場合は、適宜必要な対応を行う。	※P43保健所政令市としての役割に記載変更・組織の見直し

・国がリアルタイムで把握した国内の発生状況に関する情報提供を受けるとともに、国や県と連携し、必要な対策を実施する。		
(3)　情報提供・共有	(3)　情報提供・共有	
ア　情報提供・共有（企画部・こども育成部・保健所　・教育委員会）	ア　情報提供・共有（企画部・保健福祉部・こども育成部・教育委員会）	※P43組織の見直し
・市は、市民等に対して、国内外での発生状況、現在の対策、県内、市内で発生した場合に必要となる対策等について、県と連携を図り、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、複数の媒体及び機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限り即時に情報提供し、注意喚起を行う。	・市は、市民等に対して、国内外での発生状況、現在の対策、県内、市内で発生した場合に必要となる対策等について、県と連携を図り、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、複数の媒体及び機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限り即時に情報提供し、注意喚起を行う。	
・市は、新型インフルエンザ等は誰もが感染する可能性がある事を伝え、個人レベルでの感染対策や感染が疑われる場合又は患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校、保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。	・市は、新型インフルエンザ等は誰もが感染する可能性がある事を伝え、個人レベルでの感染対策や感染が疑われる場合又は患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校、保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。	
・市民からコールセンター等に寄せられる問い合わせ、関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、住民の不安等に対応するための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映させる。		※P43保健所政令市としての役割に記載変更
・市は、国や県、関係機関等と、ホームページやメール等を用い、双方向に迅速に情報共有を行う。また、関係部局間の情報共有体制を強化し、必要な情報を即	・市は、　県や関係機関等と、ホームページやメール等を用い、双方向に迅速に情報共有を行う。また、関係部局間の情報共有体制を強化し、必要な情報を即	※P43保健所政令市としての役割に記載変更

時に共有する。	時に共有する。	
イ　コールセンター等の体制充実・強化（保健所） 市のコールセンター等の体制を充実・強化する。（２４時間体制など）	イ　相談窓口の　　体制充実・強化（保健福祉部） 市は、県から要請を受けた場合は、相談窓口の体制の充実及び強化を図る。また、県が設置するコールセンター等（２４時間体制など）の周知を図る。	※P43保健所政令市としての役割に記載変更・組織の見直し
(4) 予防・まん延防止	(4) 予防・まん延防止	
ア まん延防止対策のための準備（保健所　　） 市は、県内における新型インフルエンザ等患者の発生に備え、引き続き、　感染症法に基づく患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応(外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等)の準備を進める　　。	ア まん延防止対策のための準備（保健福祉部） 市は、県内における新型インフルエンザ等患者の発生に備え、県が実施する感染症法に基づく患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応(外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等)について、動向を把握する。	※P43組織の見直し ※P44保健所政令市としての役割に記載変更
イ　個人・学校等における対策の普及 （経済部・こども育成部・保健所・教育委員会） 県内未発生期であっても積極的な感染対策をとり、流行のピークを遅らせることが重要であるため、市は、必要な場合には、業界団体等を経由し、又は直接市民、事業者等に対して　次の要請　　を行う。 ・市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人込みを避けること、時差出勤の実施等の感染対策等を勧奨する。 ・事業所に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。	イ　個人・学校等における対策の普及 （経済部・保健福祉部・こども育成部・教育委員会） 県内未発生期であっても積極的な感染対策をとり、流行のピークを遅らせることが重要であるため、市は、県が　　市民、事業者等に対して行う次の要請に適宜協力を行う。 ・市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人込みを避けること、時差出勤の実施等の感染対策等を勧奨する。 ・事業所に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。	※P44組織の見直し ※P44保健所政令市としての役割に記載変更

・ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、学校、保育施設等における感染対策の実施に資する目安をもとに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖及び休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。 ・公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど、適切な感染対策を講ずるよう要請する。 ・病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。	・ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、県から示される学校、保育施設等における感染対策の実施に資する目安をもとに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖及び休校）を適切に実施する。 ・公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど、適切な感染対策を講ずるよう要請する。 ・病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。	※P44保健所政令市としての役割に記載変更 ※P44保健所政令市としての役割に記載変更
ウ　予防接種	**ウ　予防接種**	
特定接種（総務部・保健所・市立病院・消防本部） （略）	**特定接種（総務部・保健福祉部・市立病院・消防本部）** （略）	※P44組織の見直し
住民接種（保健所・市立病院） （略）	**住民接種（保健福祉部・市立病院）** （略）	※P44組織の見直し
【緊急事態宣言がされている場合の措置】 （略） (1)　（略） ア　特措法第４５条第１項に基づき、住民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底の要請。（対象となる区域について	**【緊急事態宣言がされている場合の措置】** （略） (1)（略） ア　特措法第４５条第１項に基づき、住民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底の要請。（対象となる区域については、人の	

は、人の移動の実態等を踏まえ、まん延防止に効果があると考えられる区域（市町村単位、県内のブロック単位）とすることが考えられる。）（企画部・保健所　　） イ　（略） ウ　（略） (2) 住民接種 市は、住民に対する予防接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第４６条の規定に基づき、予防接種法第６条第１項に規定する臨時の予防接種を行う。（保健所　　・市立病院）	移動の実態等を踏まえ、まん延防止に効果があると考えられる区域（市町村単位、県内のブロック単位）とすることが考えられる。）（企画部・保健福祉部） イ　（略） ウ　（略） (2) 住民接種 市は、住民に対する予防接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第４６条の規定に基づき、予防接種法第６条第１項に規定する臨時の予防接種を行う。（保健福祉部・市立病院）	※P45組織の見直し ※P45組織の見直し
(5)　医療 **ア　医療体制の整備（帰国者・接触者相談センターの充実・強化）等　　（企画部・保健所　　・市立病院）（寒川町域含む）** 引き続き、次の措置を講じ、住民に対し周知を行う。 (ｱ) 帰国者・接触者相談センターの充実・強化を行う（２４時間体制など） (ｲ) 発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。 (ｳ) 帰国者・接触者外来以外の医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性もあるため、茅ヶ	**(5)　医療** **ア　帰国者接触者相談センターの周知（帰国者・接触者相談センターの充実・強化）等（企画部・保健福祉部・市立病院）** 市は、県が設置する帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来について、体制強化の情報を把握するとともに、市民へ引き続き周知を行う。	※P45保健所政令市としての役割に記載変更・組織の見直し

崎医師会等の協力を得て、院内感染対策を講じた上で、診療体制を整備する。 (ｴ) 帰国者・接触者外来を有する医療機関やその他の医療機関に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者又は疑い患者と判断された場合には、ただちに保健所に連絡するよう要請する。		
イ　患者への対応等（保健所）（寒川町域含む） (ｱ)新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体を県衛生研究所へ送付し、新型インフルエンザ等のPCR検査等の確定検査を行う。 (ｲ) 国や県と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等の患者の同居者等の濃厚接触者、医療従事者、救急隊員等であって充分な防御なく曝露した者には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に搬送する。		※P45保健所政令市としての役割に記載変更
ウ　医療機関等への情報提供（保健所）（寒川町域含む） 海外発生期に引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。		※P46保健所政令市としての役割に記載変更
エ　抗インフルエンザウイルス薬（保健所）（寒川町域含む） (ｱ) 県内感染期に備え、引き続き、医療機関等に対し、	**イ　抗インフルエンザウイルス薬の備蓄の確認（保健福祉部）（寒川町域含む）** 県の抗インフルエンザウイルス薬の備蓄及び流通状況	※P46保健所政令市としての役割に記載変更・組織の見直し

抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請する。 (ｲ) 茅ヶ崎寒川薬剤師会や流通業者を通じて、抗インフルエンザウイルス薬の流通動向等の把握に努める。	について引き続き把握に努める。	
オ　医療機関・薬局における警戒活動（保健所）（寒川町域含む） 医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、市域を管轄する警察署長に必要に応じた警戒活動等を要請する。		※P46保健所政令市としての役割に記載変更
(6)　市民生活及び地域経済の安定の確保	**(6)　市民生活及び地域経済の安定の確保**	※P46保健所政令市としての役割に記載変更
ア　事業者の対応（経済部・保健所）（寒川町域含む） 市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を開始するよう要請する。		
イ　市民・事業者への呼びかけ（経済部・保健所　） 市は、市民等に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。	**ア　市民・事業者への呼びかけ（経済部・保健福祉部）** 市は、市民等に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、国及び県が、事業者に対して、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請することに適宜協力する。	※P46保健所政令市としての役割に記載変更・組織の見直し
ウ　要援護者への生活支援（福祉部・保健所）	**イ　要援護者への生活支援（保健福祉部　）**	※P46表記の修正・組織の見直し

県内感染期に備え、高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応について、世帯把握とともに支援等の準備を行う。	新型インフルエンザ等に罹患した要援護者で、在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、市は国及び県と連携し、必要な支援を行う。	
エ　遺体の火葬・安置体制の強化（総務部・保健所） （略）	**ウ　遺体の火葬・安置体制の強化（総務部・環境部）** （略）	※P46組織の見直し
オ　物資及び資材の準備（市民安全部・保健所　　） （略）	**エ　物資及び資材の準備（市民安全部・保健福祉部）** （略）	※P47組織の見直し
【緊急事態宣言がされている場合の措置】（保健所　　・経済部） （略）	**【緊急事態宣言がされている場合の措置】（保健福祉部・経済部）** （略）	※P47組織の見直し

4　県内発生早期	
状況	（略）
目的	・市内での感染拡大をできる限り抑える。 ・患者に適切な医療を提供する。 ・感染拡大に備えた体制の整備を行う。
対策の考え方	・感染拡大を止めることは困難であるが、流行の最盛期を遅らせるため、引き続き、感染対策等を行う。国内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、新型インフルエンザ等緊急事態宣言を国が行った場合は、積極的な感染対策等をとる。 ・医療体制や感染対策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。 ・国内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られて

4　県内発生早期	
状況	（略）
目的	・県内での感染拡大をできる限り抑える。 ・感染拡大に備えた体制の整備を行う。
対策の考え方	・感染拡大を止めることは困難であるが、流行の最盛期を遅らせるため、引き続き、感染対策等を行う。国内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、新型インフルエンザ等緊急事態宣言を国が行った場合は、積極的な感染対策等をとる。 ・医療体制や感染対策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。

※P48保健所政令市としての役割に記載変更

※P48保健所政令市としての役割

いる可能性が高いため、国、県から提供される国内外での情報を医療機関に提供する。 ・新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。 ・県内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、市民生活及び地域経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制を整備する。 ・住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、国及び県と調整を図り、できるだけ速やかに実施する。 ・患者数が増加した場合は、国内の発生状況を踏まえ、必要に応じて県内感染期への移行が検討される。	・県内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、市民生活及び地域経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制を整備する。 ・住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、国及び県と調整を図り、できるだけ速やかに実施する。 ・患者数が増加した場合は、国内の発生状況を踏まえ、必要に応じて県内感染期への移行が検討される。	に記載変更
(1) 実施体制（市民安全部・保健所　　） （略） (2) サーベイランス・情報収集 ア　情報収集（保健所　　） （略） イ　サーベイランス（保健所　　・教育委員会）（寒川町域含む） ・引き続き、新型インフルエンザ等患者等の全数把握、学校等での集団発生の把握の強化を実施する。 ・医療機関等に対して症状や治療等に関する有用な情報を迅速に提供する等のため、新型インフルエンザ等患者の臨床情報を収集する。	(1) 実施体制（市民安全部・保健福祉部） （略） (2)　　情報収集 ア　情報収集（保健福祉部） （略） イ　サーベイランス（保健福祉部・教育委員会）（寒川町域含む） 市は、県が県内未発生期に引き続き実施するサーベイランス（患者等の全数把握、学校等での集団発生の把握等）について、情報把握に努めるとともに、実施に際し協力要請があった場合は、適宜必要な対応を行う。	※P48組織の見直し ※P49保健所政令市としての役割に記載変更・組織の見直し ※P49組織の見直し ※P49保健所政令市としての役割に記載変更

・国がリアルタイムで把握した国内の発生状況に関する情報提供を受けるとともに、国や県と連携し、必要な対策を実施する。		
(3)　情報提供・共有 ア　情報提供・共有（企画部・こども育成部・保健所・教育委員会） ・市は、市民等に対して、国内外での発生状況、現在の対策、県内、市内で発生した場合に必要となる対策等について、県と連携を図り、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、複数の媒体及び機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限り即時に情報提供を行う。 ・市は、新型インフルエンザ等は誰もが感染する可能性がある事を伝え、個人レベルでの感染対策や感染が疑われる場合又は患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校、保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。 ・コールセンター等に寄せられる問い合わせ、関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、地域における住民の不安等に対応するための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映させる。 ・市は、県や関係機関等と、ホームページやメールを用い、双方向に迅速に情報共有を行う。また、関係部	(3)　情報提供・共有 ア　情報提供・共有（企画部・保健所福祉部・こども育成部・教育委員会） ・市は、市民等に対して、国内外での発生状況、現在の対策、県内、市内で発生した場合に必要となる対策等について、県と連携を図り、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、複数の媒体及び機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限り即時に情報提供を行う。 ・市は、新型インフルエンザ等は誰もが感染する可能性がある事を伝え、個人レベルでの感染対策や感染が疑われる場合又は患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校、保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。 ・市は、県や関係機関等と、ホームページやメールを用い、双方向に迅速に情報共有を行う。また、関係部	※P49組織の見直し ※P50保健所政令市としての役割に記載変更

局間の情報共有体制を強化し、必要な情報を即時に共有する。	局間の情報共有体制を強化し、必要な情報を即時に共有する。	
イ　コールセンター等の充実・強化（保健所　　） 引き続き、コールセンター等の体制を充実・強化する（２４時間体制など）。	**イ　相談窓口の　　充実・強化（保健福祉課）** 市は、国から配布されるＱ＆Ａ（随時改定）を参考に、適切な情報提供を行うため、相談窓口の充実及び強化に努める。また、県が設置するコールセンター等（２４時間体制など）の周知を図る。	**※P50保健所政令市としての役割に記載変更・組織の見直し**
(4)　予防・まん延防止	**(4)　予防・まん延防止**	
ア　市内でのまん延防止対策（　　保健所　　）（寒川町域含む） 市は、県内発生早期となった場合は、国や県と連携し、感染症法に基づく患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施等）の措置を行う。	**ア　市内でのまん延防止対策（企画部・保健福祉部）** 市は、県内発生早期となった場合は、県が　　感染症法に基づく患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施等）の措置を行うため、その周知等に協力する。	**※P50組織の見直し** **※P50保健所政令市としての役割に記載変更**
イ　個人・学校等における対策の普及（経済部・保健所　　・こども育成部・教育委員会）（寒川町域を含む） 県内の感染拡大をできる限り抑え、流行のピークを遅らせるため、　　次の要請を適宜　行う。 ・市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人込みを避けること、	**イ　個人・学校等における対策の普及（経済部・保健福祉部・こども育成部・教育委員会）** 県内の感染拡大をできる限り抑え、流行のピークを遅らせるため、市は、県が県民及び事業者等に対して行う次の要請に適宜協力を行う。 ・市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人込みを避けること、	**※P50組織の見直し** **※P50保健所政令市としての役割に記載変更**

時差出勤の実施等の感染対策等を勧奨する。また、事業所に対し、新型インフルエンザ等の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。 ・事業所に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。 ・ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校、保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖及び休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。 ・公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど、適切な感染対策を講ずるよう要請する。 ・病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。	時差出勤の実施等の感染対策等を勧奨する。 ・事業所に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。 ・ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、県から示される学校、保育施設等における感染対策の実施に資する目安をもとに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖及び休校）を適切に実施する。 ・公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど、適切な感染対策を講ずるよう要請する。 ・病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。	
ウ　予防接種	**ウ　予防接種**	
特定接種（総務部・保健所・市立病院・消防本部） （略）	**特定接種（総務部・保健福祉部・市立病院・消防本部）** （略）	**※P50組織の見直し**
住民接種（保健所・市立病院） ・市は、予防接種法第６条第３項に基づく新臨時接種の実施に係る国の方針について、接種順位に係る基本的な考え方及び発生した新型インフルエンザに関する情報を踏まえて、住民への接種に関する情報提供を行	**住民接種（保健福祉部・市立病院）** ・市は、予防接種法第６条第３項に基づく新臨時接種の実施に係る国の方針について、接種順位に係る基本的な考え方及び発生した新型インフルエンザに関する情報を踏まえて、住民への接種に関する情報提供を行	**※P51組織の見直し**

う。 ・パンデミックワクチンが全市民分製造されるまで一定の期間を要するが、供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、接種を開始する。市は、県内未発生期に引き続き、関係者の協力を得て、新臨時接種を進める。 ・市は、接種の実施にあたり、国及び県と連携して、保健所や学校など公的施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として当該市町村の区域内に居住するものを対象に集団接種を行う。 （略） (5) 医療（企画部・保健所・市立病院） ア　医療体制の整備（寒川町域含む） 次の措置を講じ、住民に対し周知を行う。 (ｱ)引き続き、帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を継続する。 (ｲ)引き続き、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者外来での診療を継続する。 (ｳ)患者等が増加してきた段階においては、市は、国の基本的対処方針に基づき、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から、一般の医療機関でも診療する体制に移行する。	う。 ・ 市は、県内未発生期に引き続き、関係者の協力を得て、新臨時接種を進める。 ・市は、接種の実施にあたり、国及び県と連携して、保健所や学校など公的施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として当該市町村の区域内に居住するものを対象に集団接種を行う。 （略） (5) 医療（企画部・保健福祉部・市立病院） ア　帰国者・接触者相談センター・外来の周知 市は、県が設置する帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来について、体制強化の状況を把握するとともに、市民へ引き続き周知を行う。	※P51保健所政令市としての役割に記載変更 ※P51組織の見直し ※P51保健所政令市としての役割に記載変更

イ　患者への対応等（寒川町域含む） (ｱ)国や県と連携し、新型インフルエンザ等と診断された者に対しては原則として、感染症法に基づき、感染症指定医療機関等に搬送し、入院措置を行う。この措置は、病原性が高い場合に実施することとするが、発生当初は病原性に関する情報が限られていることが想定されることから、病原性が低いことが判明しない限り実施する。 (ｲ)国や県と連携し、必要と判断した場合に、県衛生研究所において、新型インフルエンザ等のPCR検査等を行う。全ての新型インフルエンザ等患者のPCR検査等による確定診断は、市内の患者数が極めて少ない段階で実施するものであり、患者数が増加した段階では、PCR検査等は重症者等に限定して行う。 (ｳ)国や県と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者、医療従事者、救急隊員等であって十分な防御なく曝露した者には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に搬送する。	イ　一般医療機関での診療体制把握 患者が増加してきた段階においては、県は国の基本的対処方針に基づき、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から、一般の医療機関でも診療する体制に移行することから、その動向を注視し、市民へ周知する。	※P51保健所政令市としての役割に記載変更
ウ　医療機関等への情報提供（寒川町域含む） 市は、引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。		※P52保健所政令市としての役割に記載変更

エ　抗インフルエンザウイルス薬（寒川町域含む） (ｱ)県内感染に備え、引き続き、医療機関等に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請する。 (ｲ)茅ヶ崎寒川薬剤師会や流通業者を通じて、抗インフルエンザウイルス薬の流通状況の把握に努める。		※P52保健所政令市としての役割に記載変更
オ　医療機関・薬局における警戒活動 医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、市域を管轄する警察署長に必要に応じた警戒活動を要請する。		※P52保健所政令市としての役割に記載変更
(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保（寒川町域含む） ア　事業者の対応（経済部・保健所） 市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を開始するよう要請する。	(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保	※P52保健所政令市としての役割に記載変更
イ　市民・事業者への呼びかけ（経済部・保健所　） 市は、市民等に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対して、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。	ア　市民等　への呼びかけ（経済部・保健福祉部） 市は、市民等に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、国及び県が、事業者に対して、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請することに適宜協力する。	※P52具体的な情報を追加・組織の見直し ※P52保健所政令市としての役割に記載変更

ウ　要援護者への支援（　　福祉部） （略） エ　遺体の火葬・安置体制の強化（総務部・保健所） （略） オ　物資及び資材の準備（市民安全部・保健所　　） （略） **5 県内感染期** **状況**：（略） **目的**：（略） **対策の考え方**： ・感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替える。ただし、状況に応じた一部の感染拡大防止は実施する。 ・市内の発生状況等を勘案し、本市の実施すべき対策を判断する。 ・状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。 ・流行の最盛期の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。 ・医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。 ・欠勤者の増大が予測されるが、市民生活・市民経済の影響を最小限	イ　要援護者への支援（保健福祉部） （略） ウ　遺体の火葬・安置体制の強化（総務部・環境部） （略） エ　物資及び資材の準備（市民安全部・保健福祉部） （略） **5 県内感染期** **状況**：（略） **目的**：（略） **対策の考え方**： ・感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替える。ただし、状況に応じた一部の感染拡大防止は実施する。 ・市内の発生状況等を勘案し、本市の実施すべき対策を判断する。 ・状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。 ・流行の最盛期の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。	※P52組織の見直し ※P53組織の見直し ※P53組織の見直し ※P54保健所政令市としての役割に記載変更

に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。 ・受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。 ・状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。	・受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。 ・状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。	
(1) 実施体制 ア 実施体制の強化等（市民安全部・保健所） （略）	(1) 実施体制 ア 実施体制の強化等（市民安全部・保健福祉部） （略）	※P54組織の見直し
【緊急事態宣言がされている場合の措置】（市民安全部・保健所）	**【緊急事態宣言がされている場合の措置】（市民安全部・保健福祉部）**	※P55組織の見直し
(2) サーベイランス・情報収集（保健所） ア （略）	(2) 情報収集（保健福祉部） ア （略）	※P55組織の見直し
イ サーベイランス（寒川町域含む） ・市は新型インフルエンザ等患者の全数把握を中止し、通常のサーベイランスを継続する。 ・国内の発生状況の情報収集を行い、国や県と連携し、必要な対策を実施する。	イ サーベイランスへの協力 ・市は新型インフルエンザ等患者の全数把握を中止し、通常のサーベイランスを継続することや必要な対策を実施することについて、要請に応じ適宜協力する。	※P55保健所政令市としての役割に記載変更
(3) 情報提供・共有 ア 情報提供・共有（企画部・こども育成部・保健所・教育委員会） ・市は、市民等に対して、県内での発生状況、現在の	(3) 情報提供・共有 ア 情報提供・共有（企画部・保健福祉部・こども育成部・教育委員会） ・市は、市民等に対して、県内での発生状況、現在の	※P55組織の見直し

対策等について、県と連携を図り、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、複数の媒体及び機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限り即時に情報提供を行う。 ・市は、新型インフルエンザ等は誰もが感染する可能性がある事を伝え、個人レベルでの感染対策や感染が疑われる場合又は患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校、保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。また、社会活動の状況についても、情報提供する。 ・コールセンター等に寄せられる問い合わせ、関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、地域における住民の不安等に対応するための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映させる。 ・市は、県や関係機関等と、ホームページやメール等を用い、双方向に迅速な情報共有を行い、対策方針の迅速な伝達と、対策現場の状況把握を適切に実施する。	対策等について、県と連携を図り、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、複数の媒体及び機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限り即時に情報提供を行う。 ・市は、新型インフルエンザ等は誰もが感染する可能性がある事を伝え、個人レベルでの感染対策や感染が疑われる場合又は患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校、保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。 ・市は、県や関係機関等と、ホームページやメール等を用い、双方向に迅速に情報共有を行い、対策の方針の迅速な伝達と、対策現場の状況把握を適切に実施する。	※P56保健所政令市としての役割に記載変更
イ　コールセンター等の継続（保健所　　） コールセンター等を継続し、状況の変化に応じた国のQ&Aの改訂版を基に、市民等に対し適切な情報提供を行う。ただし、状況に応じて、体制の緩和を図る。	**イ　相談窓口　　の継続（保健福祉部）** 市は、引き続き相談窓口を運営し、適切な情報提供を行う。ただし、県の要請があった場合は、状況に応じて、充実・強化体制を縮小する。	※P56保健所政令市としての役割に記載変更

(4) 予防・まん延防止 ア　市内でのまん延防止対策（経済部・こども育成部・保健所・教育委員会）（寒川町域含む） 県内感染期においては、市民の健康被害を最小限に抑えるとともに、市民生活及び地域経済への影響を最小限に抑えるため、次の要請を行う。 ・市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等の感染対策等を強く勧奨する。また、事業所に対し、新型インフルエンザ等の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。 ・事業所に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。 ・ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、県から示される学校、保育施設等における感染対策の実施に資する目安をもとに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖及び休校）を適切に実施するよう学校の設置者に要請する。 ・公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど、適切な感染対策を講ずるよう要請する。 ・病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防対策を強化するよう要請する。 ・医療機関に対し、患者の治療を優先することから、	(4) 予防・まん延防止 ア　市内でのまん延防止対策（保健福祉部・経済部・こども育成部・　・教育委員会） 県内感染期においては、市民の健康被害を最小限に抑えるとともに、市民生活及び地域経済への影響を最小限に抑えるため、市は、県の行う次の要請に協力する。 ・市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等の感染対策等を強く勧奨する。 ・事業所に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。 ・ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、県から示される学校、保育施設等における感染対策の実施に資する目安をもとに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖及び休校）を適切に実施する。 ・公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど、適切な感染対策を講ずるよう要請する。 ・病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。	※P56組織の見直し ※P56保健所政令市としての役割に記載変更 ※P56保健所政令市としての役割に記載変更 ※P56保健所政令市としての役割に記載変更 ※P56保健所政令市としての役割に記載変更 ※P56保健所政令市としての役割

患者との濃厚接触者（同居者を除く）への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則として見合わせるよう要請するとともに、患者の同居者に対する予防投与については、その期待される効果を評価した上で継続の有無を決定する。 ・患者の濃厚接触者を特定しての措置（外出自粛要請、健康観察等）は中止する。		に記載変更
イ　予防接種 住民接種（保健所　　・市立病院） （略）	イ　予防接種 住民接種（保健福祉部・市立病院） （略）	※P57組織の見直し
【緊急事態宣言がされている場合の措置】 （略） （１）（略） ア　特措法第45条第１項に基づき、住民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。（企画部・保健所　　） イ　特措法第４５条第２項に基づき、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じない学校、保育所等に対し、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命・健康の保護、国民生活・国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第４５条第３項に基づき、指示を行う。（保健所　　・こども育成部・教育委員会）	**【緊急事態宣言がされている場合の措置】** （略） （１）（略） ア　特措法第45条第１項に基づき、住民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。（企画部・保健福祉部） イ　特措法第４５条第２項に基づき、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じない学校、保育所等に対し、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命・健康の保護、国民生活・国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第４５条第３項に基づき、指示を行う。（保健所福祉部・こども育成部・教育委員会）	※P57組織の見直し ※P57組織の見直し

（略） （２）住民接種 市は、特措法第46条に基づく住民接種を進める。（保健所　　・市立病院）	（略） （２）住民接種 市は、特措法第 46 条に基づく住民接種を進める。（保健福祉部・市立病院）	※P57組織の見直し
(5) 医療（企画部・保健所　　・市立病院） **次の措置を講じ、住民に対し周知を行う。** **ア　患者への対応等　　（寒川町域含む）** (ｱ)帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療を行う。 (ｲ)入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知する。 (ｳ)医師が在宅で療養する患者に対する電話による診療により新型インフルエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断ができた場合、医師が抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋を発行し、ファクシミリ等により送付することについて国が示す対応方針を周知する。 (ｴ)医療機関の従業員の勤務状況及び医療資機材・医薬品の在庫状況を確認し、新型インフルエンザ等やその他の疾患に係る診療が継続されるように要請する。	**(5) 医療（企画部・保健福祉部・市立病院）** **ア　帰国者・接触者相談センター等の中止の周知** (ｱ) 市は、県が設置する帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来及び感染症法に基づく患者の入院措置の中止状況を確認し、それを市民に対し周知する。	※P57組織の見直し ※P57保健所政令市としての役割に記載変更

イ　医療機関等への情報提供　　（寒川町域含む） 引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。	イ　一般医療機関での診療体制把握 一般医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療が行われることを周知する。	※P58保健所政令市としての役割に記載変更
ウ　抗インフルエンザウイルス薬の使用（寒川町域含む） 引き続き、茅ヶ崎寒川薬剤師会や流通業者を通じて、抗インフルエンザウイルス薬の流通動向等の把握をし、不足している場合は、国や県の備蓄分を放出してもらうよう、要請する。	ウ　抗インフルエンザウイルス薬の使用 市は、市内で抗インフルエンザウイルス薬が不足している場合は、県備蓄分を放出してもらうよう、県へ要請する。	※P58保健所政令市としての役割に記載変更
エ　（略）	エ　（略）	
オ　医療機関・薬局における警戒活動（寒川町域含む） 医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態を防止するため、市域を管轄する警察署長に必要に応じた警戒活動を要請する。		※P58保健所政令市としての役割に記載変更
【緊急事態宣言がされている場合の措置】 （略） (1)　臨時の医療施設等（特措法第４８条第１項及び第２項） 県は、国と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、臨時の医療施設を設置し医療を提供するが、県知事が必要であると認めるときは、状況によって、市も臨時の医療施設を設置	**【緊急事態宣言がされている場合の措置】** （略） (1)　臨時の医療施設等（特措法第４８条第１項及び第２項） 県は、国と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、臨時の医療施設を設置し医療を提供するが、県知事が必要であると認めるときは、状況によって、市も臨時の医療施設を設置	

する。なお、臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行が最盛期を越えた後、患者を医療機関に移送すること等により順次閉鎖する。（保健所　　）	する。なお、臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行が最盛期を越えた後、患者を医療機関に移送すること等により順次閉鎖する。（保健福祉部）	※P59組織の見直し
(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保 ア　事業者の対応（経済部・保健所）（寒川町域含む） 市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染予防策を講じるよう要請する。	(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保	※P59保健所政令市としての役割に記載変更
イ　市民・事業者への呼びかけ（経済部・保健所　　） 市は、市民等に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、国及び県が、事業者に対して、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。	ア　市民等　　への呼びかけ（経済部・保健福祉部） 市は、市民等に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、国及び県が、事業者に対して、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請することに適宜協力する。	※P59具体的な情報追加 ※P59組織の見直し ※P59保健所政令市としての役割に記載変更
ウ　要援護者への支援（福祉部） （略）	イ　要援護者への支援（保健福祉部） （略）	※P59組織の見直し
【緊急事態宣言がされている場合の措置】 **（略）** (1) 生活関連物資等の価格の安定等（特措法第５９条）（市民安全部・経済部・保健所　　） （略）	**【緊急事態宣言がされている場合の措置】** **（略）** (1) 生活関連物資等の価格の安定等（特措法第５９条）（市民安全部・経済部・保健福祉部） （略）	※P59組織の見直し

(2) 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援（　　福祉部） （略） (3) 埋葬・火葬の特例等（特措法第５６条）（総務部・保健所　） （略）	(2) 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援（保健福祉部） （略） (3) 埋葬・火葬の特例等（特措法第５６条）（総務部・保健福祉部） （略）	※P59組織の見直し ※P59組織の見直し
(1) 実施体制（市民安全部・保健所　　） （略）	(1) 実施体制（市民安全部・保健福祉部） （略）	※P61組織の見直し
(2) サーベイランス・情報収集 **ア　情報収集（保健所　　）** （略） **イ　サーベイランス　　（保健所　　・教育委員会）（寒川町域含む）** ・インフルエンザに関する通常のサーベイランスを継続する。 ・再流行を早期に探知するため、学校等での新型インフルエンザ等の集団発生の把握を強化する。	**(2)　　・情報収集** **ア　情報収集（保健福祉部）** （略） **イ　サーベイランスへの協力（保健福祉部・教育委員会）** ・市は、県が実施する通常のサーベイランス及び再流行の早期発見のため、学校等での集団発生の把握強化について、要請に応じ適宜協力する。	※P62保健所政令市としての役割に記載変更・組織の見直し ※P62保健所政令市としての役割に記載変更・組織の見直し
(3) 情報提供・共有 **ア　情報提供・共有（企画部・保健所　　）** ・市は、引き続き市民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能	(3) 情報提供・共有 **ア　情報提供・共有（企画部・保健福祉部）** ・市は、引き続き市民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能	※P62組織の見直し

性やそれに備える必要性を情報提供する。 ・市は、市民からコールセンター等に寄せられた問い合わせや市町村や各関係機関等から寄せられた情報を取りまとめ、情報提供の在り方を評価し、見直しを行う。 ・国や県、各関係機関等とホームページやメールを活用し、第二波に備えた体制の再整備に関する対策方針の伝達や、対策の状況など双方向の情報共有を継続する。	性やそれに備える必要性を情報提供する。 ・市は、市民から相談窓口　　に寄せられた問い合わせや市町村や各関係機関等から寄せられた情報を取りまとめ、情報提供の在り方を評価し、見直しを行う。	※P62保健所政令市としての役割に記載変更
イ　コールセンター等の体制の縮小（保健所　　） コールセンター等については、状況をみながら体制を縮小する。	**イ　相談窓口　　の縮小（保健福祉部）** 市は、県の要請があった場合は、問い合わせ頻度等の状況を見ながら、相談窓口の体制縮小を検討する。	※P62保健所政令市としての役割に記載変更・組織の見直し
(4) 予防・まん延防止（保健所　　・市立病院） （略）	(4) 予防・まん延防止（保健福祉部・市立病院） （略）	※P62組織の見直し
【緊急事態宣言がされている場合の措置】（保健所　　・市立病院） 市は、緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じて流行の第二波に備え、特措法第４６条に基づく住民接種を進める。	**【緊急事態宣言がされている場合の措置】（保健福祉部・市立病院）** 市は、緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じて流行の第二波に備え、特措法第４６条に基づく住民接種を進める。	※P62組織の見直し
(5) 医療 **ア　医療体制（企画部・保健所　　）（寒川町域含む）** 国や県と連携し、新型インフルエンザ等の発生前の	**(5) 医療** **ア　医療体制（企画部・保健福祉部）** 県が新型インフルエンザの発生前の通常の医療体制	※P63保健所政令市としての役割に記載変更・組織の見直し

通常の医療体制に戻すよう医療機関等に周知し、その旨を住民に対し周知する。	に戻した場合は、その旨を市民に周知する。	
イ　抗インフルエンザウイルス薬の備蓄の確認（保健所　）（寒川町域含む） (ｱ)県及び保健所設置市は、国が作成した治療指針（国内外で得られた新型インフルエンザ等についての知見を整理し、適正な抗インフルエンザウイルス薬の使用を含む）を医療機関に対し周知する。 (ｲ)市は、流行の第二波に備え、必要に応じ、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄状況を把握する。	**イ　抗インフルエンザウイルス薬の備蓄の確認（保健福祉部）** (ｱ)市は、流行の第二波に備え、必要に応じ、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄状況を把握する。	**※P63保健所政令市としての役割に記載変更・組織の見直し**
（略）	（略）	
(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保	**(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保**	
ア　市民・事業者　への呼びかけ（経済部・保健所） 市は、市民等に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対して、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。	**ア　市民等への呼びかけ（経済部・保健所）** 市は、市民等に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、国及び県が、事業者に対して、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請することに適宜協力する。	**※P63具体的な情報に変更**
イ　要援護者への支援（　福祉部） （略）	**イ　要援護者への支援（保健福祉部）** （略）	**※P63組織の見直し**
【別添】　国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等	**【別添】　国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等**	

の対策 （略） **1　実施体制**（市民安全部・経済部・保健所） (1) 体制強化 （略） (2) 家きん等への防疫対策 （略） **2　サーベイランス・情報収集（経済部・保健所）** (1)（略） (2)（略） (3) 鳥インフルエンザの人への感染に対するサーベイランス 市は、鳥インフルエンザの人への感染に係る全数把握を行う。 **3　情報提供・共有（企画部・経済部・保健所）** （略） **4　予防・まん延防止（経済部・保健所）** 市は、国や県と連携して、必要な疫学調査や接触者への対応を行う。また、市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人ごみを避け	**の対策** （略） **1　実施体制** (1) 体制強化（市民安全部・経済部・保健福祉部） （略） (2) 家きん等への防疫対策（経済部） （略） **2　・情報収集（経済部・保健福祉部）** (1)（略） (2)（略） (3) 鳥インフルエンザの人への感染に対するサーベイランスへの協力 市は、県の行う鳥インフルエンザの人への感染に係る全数把握について、必要に応じ適宜協力する。 **3　情報提供・共有（企画部・経済部・保健福祉部）** （略） **4　予防・まん延防止（経済部・保健福祉部）** 市は、県が行う疫学調査。感染対策等について、必要に応じて適宜協力する。	※P64組織の見直し・表記の見直し ※P64表記の見直し ※P64保健所政令市としての役割に記載変更・組織の見直し ※P64保健所政令市としての役割に記載変更 ※P64組織の見直し ※P64組織の見直し ※P64保健所政令市としての役割に記載変更

ることなど、必要な感染対策を勧奨する。		
5　医療（企画部・経済部・保健所　　）	**5　医療（企画部・経済部・保健福祉部）**	※P65組織の見直し
(1) 市は、県内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合、次の対策を実施する。	(1) 市は、県内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合、県の実施する次の対策について、適宜協力及び市民への周知を行う。	※P65保健所政令市としての役割に記載変更
ア　市は、感染が疑われる患者に対し、迅速かつ確実な診断を行い、確定診断がされた場合に、適切な感染拡大防止策を講じた上で、抗インフルエンザウイルス薬の投与等による治療を行うよう助言する。	ア　県は、感染が疑われる患者に対し、迅速かつ確実な診断を行い、確定診断がされた場合に、適切な感染拡大防止策を講じた上で、抗インフルエンザウイルス薬の投与等による治療を行う　　。	※P65保健所政令市としての役割に記載変更
イ　市は、必要に応じ、患者の検体を国立感染症研究所へ送付し、亜型検査、遺伝子解析等を実施する。また、国から提供される検査方法に関する情報に基づき、県衛生研究所においても検査を実施する。	イ　県は、必要に応じ、患者の検体を国立感染症研究所へ送付し、亜型検査、遺伝子解析等を実施する。また、国から提供される検査方法に関する情報に基づき、県衛生研究所においても検査を実施する。	※P65保健所政令市としての役割に記載変更
ウ　市は、感染症法に基づき、鳥インフルエンザの患者（疑似症患者を含む。）について、入院その他の必要な措置を講ずる。	ウ　県は、感染症法に基づき、鳥インフルエンザの患者（疑似症患者を含む。）について、入院その他の必要な措置を講ずる。	※P65保健所政令市としての役割に記載変更
(2) 市は、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど世界保健機関（WHO）が情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合に　　次の対策について、　　市民への周知を行う。	(2) 市は、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど世界保健機関（WHO）が情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合に県が実施する次の対策について、適宜協力及び市民への周知を行う。	※P65保健所政令市としての役割に記載変更
ア　市は、海外からの帰国者等で、鳥インフルエンザ感染が疑われる者（有症状者）の情報について、　情	ア　県は、海外からの帰国者等で、鳥インフルエンザ感染が疑われる者（有症状者）の情報について、県に情	※P65保健所政令市としての役割に記載変更

報提供するよう医療機関等に周知する。 イ　市は、発生している鳥インフルエンザに対する最新情報や必要な感染対策等について、医療機関等に周知する。	報提供するよう医療機関等に周知する。 イ　県は、発生している鳥インフルエンザに対する＿＿＿＿や必要な感染対策等について、医療機関等に周知する。	**※P65保健所政令市としての役割に記載変更**